

路の経営状態についての情報提供を行うことによりコミットメントを得られるよう働きかけるとともに、相互に連携して、有料区間前後の国道140号についても整備を促進するよう一層の努力が求められる。

(3) 修繕引当金の引当額を検討すべきもの

修繕引当金が毎年27,000,000円引き当てられているが、当該金額は道路公社が施行した部分の機械、通信電灯電力装置、その他の諸設備2,699,467,271円分が10年に1度大修繕を行うと仮定し、およそその1/10である27,000,000円について、毎年その1/10である27,000,000円を費用として計上しているものである。しかししながら、雁坂トンネルは建設省（現国土交通省）からの引き継ぎ分についても、機械設備および通信電灯電力装置7,006,851,900円があり、当該設備に関して修繕が必要となった場合でも道路公社が費用負担しなければならない。

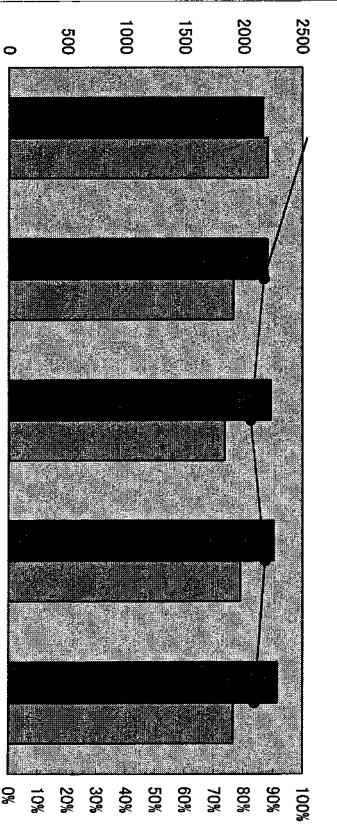
現在のところ、大規模な修繕が発生していないが、予想される修繕を想定して正確に算定して修繕引当金を計上する必要がある。

(4) 平成15年3月時点での当初予想と実績の乖離について

雁坂トンネル有料道路の開業から平成15年度までの当初予想と実績を比較すると以下のようにある。

(一日平均台数)

予定・実績比較(台数ベース)



大型車両の通行量が少ない原因として、埼玉県側の道路整備が当初より進んでおらず、大型車両が通行しにくいことが考えられる。当然、長期の景気低迷による物流量の低下という要因もあるとは思われるが、現時点では計画からの収入の減少分を特に維持費の節約によってカバーする償還計画となっている。これまでのところ大規模な修繕が発生していないため、維持費が当初計画を下回っているが、大規模な修繕が発生した場合には維持費がふくらみ、当初計画通りの収入が得られなければ償還計画に破綻をきたすことにもなりかねない。それゆえ、当初の計画通り産業道路として機能するよう、埼玉県との協議の場を設け、埼玉県側の道路整備の促進を働きかける必要があると思われる。

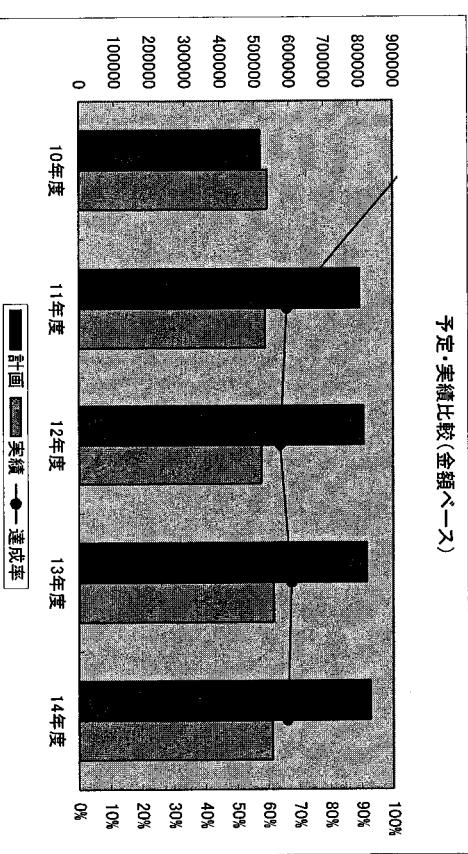
5 各有料道路に共通する事項

上記で、各々有料道路に共通して計画と実績が乖離については、それぞれ各々有料道路固有の原因もあるが、本質的な問題の1つとして、計画の策定において将来の見通しが甘かったことが挙げられる。これは計画策定の制約条件に地方道路公社法そのものの考え方によると考えられる。

開業当初こそ、予定を上回っているものの、平成11年度からは、台数ベースの達成率は80%台で推移している。また、金額ベースで見ると、開業初年度こそ目標を達成しているものの、その後は当初予

定の60%台後半で推移している。台数ベースの達成率と金額ベースの達成率に乖離が生じている原因として、当初予定よりも大型車両の通行が少なく、産業道路として機能していないことが考えられる。

(年額 単位：千円)



すなわち、① NTT 資金の融資を受けるために国土交通省の承認が必要であること、② 国土交通省の基準では借入金の償還期間が5年据置き20年と定められていること、この結果、③ 25年で償還できるように通行料を見積もらざるを得ないこと等の制約のもとで長期の償還

と無料開放計画を立案しなければならない。
しかしながら、有料道路の無料開放期限のうちにおいて、資金の調達、県の負担等も含めて、国とも協議して現実性のある計画の策定を行うべきである。

V 株式会社 清里の森管理公社

第1 監査の概要

1 監査の範囲

平成 13 年度及び 14 年度の事業について実施した。

2 監査実施期間

(1) 森林環境部県有林課 平成 15 年 7 月 28 日
(2) 株式会社清里の森管理公社 平成 15 年 8 月 26 日から 28 日

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

事業の現況

株式会社清里の森管理公社(以下公社といふ)は、本社を山梨県北巨摩郡高根町清里に置き、山梨県(以下県といふ)の委託を受け県有施設(別荘地区及びセンター施設地区)の管理経営及び地域の文化的振興を図るために事業を行っている。

(ア) 施設の管理経営 (センター施設地区)

① 管理経営施設

テニスコート(全天候型 10 面)、パークゴルフ場(18 ホール)、テニスクラブハウス(カフェテリア「木の里」を含む)、森の工房、森の音楽堂(収容人員 300 名)、売店「エトワール・ブチ」(日用雑貨、観光土産品、地域特産品等の販売等)

② 管理施設

管理センター棟、駐車場(収容台数 500 台)、芝生広場、噴水、イベン
ト広場、遊歩道等

③ テナント施設

味とファンションのモール(8 棟)、森のプラザ
(別荘地区)

別荘地区内の道路など共用部分については、公社が別荘棟の入居者と管理契約を締結し共益費を徴収した上で、道路及びその付帯施設の簡易な維持管理、道路の除雪、街路灯の維持管理、巡回等の管理業務を行っている。また、別荘等の入居者からの依頼に基づき、個別に、水道の凍結防止、別荘建物内

外の点検、別荘内部の通風、寝具の乾燥、下草刈り等の管理業務を行っている。

(イ) 文化振興事業

「森の音楽堂」を利用したコンサートや、「森の工房」を利用した木工・陶芸教室を県からの委託事業として実施している。(受託期間 5月～10月)

(ウ) その他
地区内の別荘等の権利譲渡に関する斡旋・仲介、損害保険の取次ぎ、広告宣伝業務などを行っている。

2 県との関係

(1) 出資の状況

山梨県と山梨県企業局で7百万円(70%)の出資を行っている。

なお、資本金は総額 10,000 千円でありその内訳は次のようになっている。

山梨県	4,500 千円
高根町急場ヶ原山恩賜林保護財産区	3,000 千円
山梨県企業局	2,500 千円

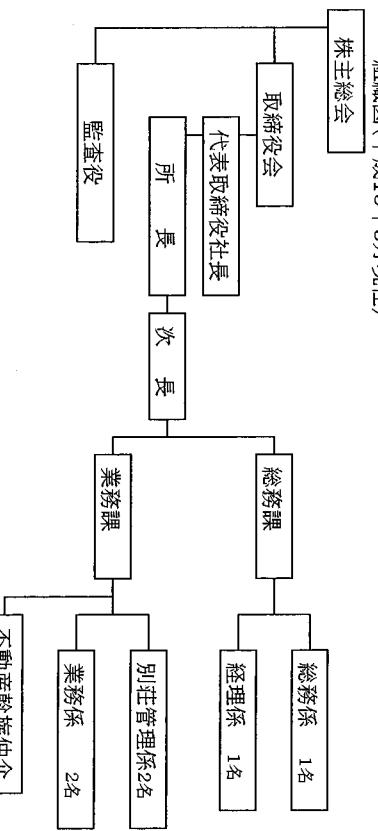
(2) 人員の受け入れ(平成 15 年 4 月 1 日現在)

代表取締役 1名	山梨県森林環境部林務長(兼務)
その他取締役 6 名	県職員兼務
監査役 1 名	県出納局長(兼務)

(3) 県からの業務受託

県有施設の管理受託及び経営の受託を行っており、平成 14 年度の公社の事業受託収入は 21,734 千円となっている。

3 組織 組織図(平成 15 年 3 月現在)



4 公社の経営状況について (1) 経営成績

平成 13 年度及び 14 年度の経営成績は別表 1 のとおりである。

平成 14 年度の営業収入は 134,073 千円で前期比 6,431 千円減少であるが、原因は観光客減少により営業全般に減収となったことによる。費用については、平成 14 年度の売上原価は 8,840 千円(前期比 2,770 千円減少)、販売費及び一般管理費は 125,870 千円(前期比 781 千円減少)となっている。営業外収入は 2,167 千円(前期比 3,659 千円減少)で、特別利益は 2,729 千円(前期比 1,711 千円増加、うち賞与引当金の戻入が 1,510 千円(前期比 549 千円増加)、貸倒引当金戻入が 1,219 千円(前期比 1,162 千円増加))となっている。この結果、当期利益は、1,192 千円となり前期に比べ 6,972 千円の減少である。

(2) 財政状態

平成 14 年度末における財政状態は、別表 2 のとおり資産総額 37,444 千円、負債総額 17,496 千円、資本総額 19,947 千円である。資産は前年度末に比較して 7,520 千円減少している。流動資産が 2,545 千円増加した一方で、投資有価証券に計上されたいた国債が満期償還(10,027 千円)されたことにより、固定資産が 10,065 千円減少している。負債は前年度末に比較して 8,712 千円減少しているが、これは流動負債のうち未払金の計上が 0 円(前期 9,570 千円計上)だったことによる。

(別表1) <損益計算書>

科目	平成 13 年度 A	平成 14 年度 B	増減 C=B-A	増減率
(経常損益の部)				
1 営業収益	140,504,337	134,073,066	-6,431,271	-5%
II 売上原価				
1 期首商品棚卸高	3,517,276	3,092,388	-424,888	-12%
2 仕入	11,185,803	8,399,832	-2,785,971	-25%
3 小計	14,703,079	11,492,220	-3,210,859	-22%
4 期末商品棚卸高	3,092,388	2,651,604	-440,784	-14%
差引売上原価	11,610,691	8,840,616	-2,770,075	-21%
売上総利益	128,593,646	125,232,450	-3,661,196	-3%
III 版充費及び一般管理費	126,652,610	125,870,939	-781,771	-1%
人件費	46,320,639	46,083,539	-237,000	-1%
福利厚生費	622,258	510,557	-111,601	-18%
その他	79,709,713	79,276,543	-433,170	-1%
(1) 管理諸費	14,167,686	13,014,587	-1,152,799	-8%
(2) 水道光熱費	13,112,435	11,382,506	-1,729,929	-13%
(3) 貸借料	9,570,750	9,570,750	0	0%
(4) 委託費	7,614,775	7,686,099	71,324	1%
(5) その他	35,244,067	37,622,301	2,378,234	7%
IV 営業利益	2,241,036	-638,389	-2,879,425	-128%
V 営業外収益	5,826,539	2,167,472	-3,659,067	-63%
1 受取利息	463,421	256,840	-206,581	-45%
2 離収入	5,363,118	1,910,632	-3,452,486	-64%
VI 営業外費用	129,905	2,293,327	2,163,422	1665%
1 離損失	136,069	12,004	-124,065	-91%
2 支払利息・引料	-6,164	0	6,164	-100%
3 貸倒損失	0	2,281,323	-764,244	-8,701,914
経常利益	7,937,670	-764,244	-8,701,914	-110%
(特別損益の部)				
VII 特別利益	1,018,000	2,729,800	1,711,800	168%
1 賞与引当金戻入	961,000	1,510,000	549,000	57%
2 買倒引当金戻入	57,000	1,219,800	1,162,800	2040%
VIII 特別損失	41,260	0	-41,260	-100%

(別表2) < 比較貸借対照表 >

科目	平成 13 年度 A	平成 14 年度 B	増減 C=B-A	増減率
1 固定資産売却損	41,260	0	-41,260	-100%
税引前期利益	8,914,410	1,965,156	-6,948,854	-78%
法人税等	749,700	773,300	23,600	3%
当期利益	8,164,710	1,192,256	-6,972,454	-85%
(別表2) < 比較貸借対照表 >				
科目	平成 13 年度 A	平成 14 年度 B	増減 C=B-A	増減率
(資産の部)				
1 流動資産	27,213,472	29,758,541	2,545,069	9%
1 現金・預金	11,877,629	20,449,883	8,572,254	72%
2 商品	3,092,388	2,651,604	-440,784	-14%
3 固定資産	27,665	532,413	504,748	1825%
4 未収入金	13,205,208	5,721,431	-7,483,777	-57%
5 仮払金	1,620	36,995	35,375	2184%
6 前払費用	228,762	400,515	171,753	75%
7 貸倒引当金	-1,219,800	-34,300	1,185,500	-97%
II 固定資産	17,750,779	7,685,465	-10,065,314	-57%
1 有形固定資産	6,647,826	5,869,684	-778,142	-12%
(1) 建物	3,259,399	2,971,520	-287,879	-9%
(2) 構築物	92,211	84,938	-7,273	-8%
(3) 美術品	700,000	700,000	0	0%
(4) 車両・運搬具	902,168	744,321	-157,847	-17%
(5) 器具・備品	1,694,048	1,368,905	-325,143	-19%
2 無形固定資産	631,153	533,781	-97,372	-15%
(1) 電話加入権	218,400	218,400	0	0%
(2) 商標権	174,353	154,981	-19,372	-11%
(3) 水道加入権	123,600	103,000	-20,600	-17%
(4) 有線加入料	114,800	57,400	-57,400	-50%
3 投資等	10,471,800	1,282,000	-9,189,800	-88%
(負債及び資本の部)	44,904,251	37,444,006	-7,520,245	-17%
(負債の部)	26,209,468	17,496,967	-8,712,501	-33%
1 流動負債	19,609,468	10,896,967	-8,712,501	-44%
1 未払金	9,570,750	0	-9,570,750	-100%
2 未払費用	3,783,246	3,085,447	-698,199	-18%

3前受収益	1,334,548	2,074,464	739,916	55%	第3 前回監査の指摘・意見等への対応
4仮受金	41,437	71,393	29,866	72%	平成15年3月策定された「県出資法人見直し計画」の中では、中・長期的な経営改善を進める法人(13 法人)の一つに数えられ、負債若しくは赤字の施設等を抱え経営合理化を強く進める法人(7 法人)のうちの一つに位置付けられている。
5未払消費税	1,884,400	1,505,700	-378,700	-20%	これら法人は、中・長期的な観点から法人の健全経営を図るため、原則として平成15年度中に法人自らが経営改善計画を策定することとされている。
6未払法人税等	749,700	465,200	-284,500	-38%	
7賞与引当金	1,510,000	3,300,000	1,790,000	119%	
8預り金	735,387	395,253	-340,134	-46%	
II 固定負債	6,600,000	6,600,000	0	0%	
1預かり敷金	6,600,000	6,600,000	0	0%	経営上の課題として
(資本の部)	18,754,783	19,947,039	1,192,256	6%	<ul style="list-style-type: none"> ・長年入居のない空きテナント
III 資本金	10,000,000	10,000,000	0	0%	<ul style="list-style-type: none"> ・消費の低迷で増収が期待できないテニスコート、売店等の営業施設
IV 剰余金	8,754,783	9,947,039	1,192,256	14%	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設の修繕費の増加 ・別荘地区における共益費の滞納者の増加と滞納の長期化
うち当期利益	8,164,710	1,192,256	-6,972,454		の4点を挙げ、会社の果たすべき役割や業務運営のあり方、景気に左右されない体質改善など、経営の方向と経営の改善方策について検討することとしている。
					丘の公園についての見直し等を踏まえた株式会社清里の森管理公社の経営改革案の策定を急ぐべきである。

前回監査の指摘・意見等に関する措置状況は次のとおりである。

- (1) 予算実績対比をすべきもの、中長期的な経営計画を策定すべきもの
 - <対応>
 - 予算実績管理、中長期の経営計画を策定している。
- (2) 取締役会規定、職務権限・分掌規定を作成すべきもの、取締役会決議承認議事録を整備すべきもの
 - <対応>
 - 検討中
- (3) 共益費(遅延損害金)の回収について、遅延損害金の規定を再検討し、公平な回収を図るべきもの。
 - <対応>
 - 現行の「清里の森」別荘地にかかる「共益費納入事務取扱要領」を再整備し、それに基づいて回収を行っている。
- (4) 訴訟にかかる債権を流動資産から固定資産に振替えると共に貸倒引当金を設定すべ

とはいえない。イベントを経常的に行うには地理的には離れていること、椅子席が固いべきもの。

<対応>

回収可能性の如何にかわらず、流動資産の部に法人税法上の法定繰入率により計算した金額を貸倒引当金として計上している。

(5) 賞与引当金について、暦年基準ではなく必要額を計上すべきである。

<対応>

税法上認められている計算方式であるという理由から、従前通り暦年基準で計上している。

(6) 貯蔵品について棚卸しを行い資産計上すべきもの

<対応>

貯蔵品についても期末に実地棚卸しを行い資産計上されている。

(7) 職員の退職金の期末要支給額に対して特定退職共済からの支給予定額が不足しているため、当該不足額を解消すべきもの。

<対応>

不足額解消のため掛け金を増額すると共に、別途特定預金として退職給与積立金(投資等)を積んでいるが、平成 15 年 3 月 31 日現在不足額が 825 万円ある。

(8) 現金管理に関して、現金過不足の会計処理を行うべきもの。

<対応>

簿外現金による調整をやめ、平成 12 年度より現金過不足を伝票会計処理(雑収入、雑費)している。

第4 監査の結果

(1) 報酬支払い時の源泉所得税の処理を適正にすべきもの

囲碁の集い指導料 1 件 20 万円の支出については、支払い時に源泉所得税を差し引き相手方に支払い、公社が源泉所得税を納付すべきところ、全額を相手方に支払っている。適正に処理されたい。

(2) 施設の有効利用を図るべきもの

平成 14 年度の「森の音楽堂」の利用状況は、無料コンサート 5 件、有料コンサート 1 件 251,500 円、その他の使用料 9 件(11 日)207,550 円、卓球 26 件(26 日)35,800 円などっている。この利用状況は、建設費 185 百万円に比して、必ずしも有效地に利用されている。

(3) 美術品の預かり関連書類を整備すべきもの

「森のプラザ館」は、レストランとして、1 階・2 階の 5 区画を賃貸する予定であった。昭和 63 年 7 月から平成 3 年 8 月まで賃貸したが、その後借主が現れなかったため、1 階 2 部屋を木工教室に転用し、2 階 3 部屋を陶芸美術館に転用している。

これについて、営業施設ではないため平成 8 年 3 月 28 日付けて目的外使用申請書が提出されているが許可承認の記録がない。また、陶芸美術館の陳列作品について、作者(所有者)と作品預かりに関する取り決めがなく、損壊した場合の責任の所在が明確でない。

(4) 棚卸関係書類を適切に記入すべきもの

「森の工房」にかかる棚卸関係書類を見たところ担当者、日付印のないものが見受けられた。棚卸手続きにおいては、いつ誰が行ったかが重要な情報であるため正確に記載すべきである。

(5) テナント賃貸料の割引について検討すべきもの

テナントの賃貸料については、当初 3 年間は割引賃料(3割引 123,000 円を 86,000 円)どし、その後基本賃料に戻すことになっていたが、平成 11 年 3 月 31 日の「覚書」で割引のまま据え置くことにした。その後、各店舗の経営状況についての報告を求めているが、これに応じない店舗もあるとの説明である。

しかしながら、賃貸借契約書の 12 条 3 項には、テナントには営業状態の報告義務が明示されていることから、経営状況の把握に一層の努力をするとともに、賃貸料額の適正性の検証を的確に行うべきである。

<参考> 賃貸借契約書

12 条 1 項 平成 12 年 3 月 15 日で締結した「清里の森・味ビファッショ

ンのモール運営に関する基本協定」を遵守する。

2 項 「清里の森味ビファッショのモール管理規程」を遵守する。

3 項 公社が求めたときは営業状態について報告する。

(6) 貸倒処理についての書類を具備すべきもの

別荘地区における共益費未収金のうち償却済みのものが 2 件(N 社に対するもの 1,416,629 円(平成 9 年から 13 年、会社解散行方不明)、I 氏に対するもの 864,694 円(平成 4 年から 13 年、判決後 債権放棄))ある。

これらの債権について、県は債料について契約解除しており、公社は備忘価格 1 円で計上しているが、貸倒処理、あるいは債権放棄の手続きについて要議決裁がない。決裁書類を具備すべきである。

(7) カフェテラス「木の里」の財務状況について(意見)

「木の里」は、テニスコートに囲まれた、天然の唐松を使ったクラブハウスの中にあるカフェテラスである。クラブハウスは県から賃借しており、毎年 4 月 26 日から 5 月 5 日、7 月 19 日から 8 月 31 日まで営業し、生ビール・清涼飲料水等、軽食等を提供している。駐車場が離れているため一般の利用を多数見込むことが難しく、収益はテニスコート等の施設利用者に依存している。

平成 14 年度の業績は、売上高 1,035 千円に対し、各施設共通費の配賦費用を含めた諸経費が 4,245 千円発生し 3,062 千円の営業損失を計上している。営業するほど赤字が拡大する状況となっている。クラブハウスがテニスコート利用者の休憩施設という面も持ちあわせているため、「木の里」の年間稼動日数 55 日のみで 1 年分の家賃(1,124 千円)を負担しているわけではないにせよ、今後限界利益ベースで黒字にならない場合は自動販売機に置き換えるなど抜本的な改革を検討する必要がある。

(8) 決算書に關すること

(ア) 退職給付引当金の計上を検討すべきもの

公社は、退職金規程において退職金支給額を定めるとともに、その支払に備えるため山梨県中小企業団体中央会と特定退職金共済契約を締結し、退職金資金を準備している。平成 15 年 3 月 31 日時点できちんと自己都合退職における要支給額合計は 2,024 万円であるのに対し、特定退職共済の積立額が 1,132 万円、他の積立金は 67 万円であり、差引 825 万円の積立不足となっている。当該積立不足額については、退職給付引当金を計上すべきところされていない。退職給付引当金の計上を検討すべきである。

(イ) 賞与引当金の計算を適正にすべきもの

所長兼専務取締役は、平成 14 年度より賞与支給がないため、賞与引当金の計算要素となる期末在職使用人の数に算入できないところ、平成 15 年 3 月期の決算における賞与引当金の計算上、期末在職使用人の数に含まれており 1 名分過大計上となつていている。賞与引当金の計算上、期末在職使用人の数から賞与支給予定のない所長兼専務取締役を除くべきである。

また、現状法人税法の曆年基準により計算した限度額を計上しているが今後、税法上の繰入限度額がなくなることもあり、会計上、翌事業年度の賞与の支給見込額を基準として計上することを検討すべきである。

(9) 役員報酬限度額を決議すべきもの

定款第 23 条において「取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。」と規定されている。通常、株主総会において役員報酬の限度額を定め(一度決議すれば報酬限度の変更がない限り毎年する必要はない。)、具体的な報酬額については取締役会で決議される。監査日現在(平成 15 年 8 月 28 日)株主総会において役員報酬限度額を決議した議事録を確認することができなかった。定款の規定どおり報酬限度額の決議をするべきである。

(10) 固定資産の管理に關すること

(ア) 固定資産の位置付けを明確にすべきもの

資産のうちにバックホール(重機)が、無償貸与されているのか、無償供与されているのか不明である。これは、山梨県・恩賜県・有財産地内での送電線新設工事等の施設工事に關し、東京電力㈱送電建設所と県林務部及び公社との間でかわされた「確認書」により、「雪上車を現物給付」の項に対応するものである。東京電力㈱の関係会社 A 社が研修施設として平成 8 年から 11 年に利用し、A 社の関係会社から他 3 件の備品とともに納品されたものである。監査日現在(平成 15 年 8 月 26 日)受入関係書類が整備されていない。所有権の帰属を明確にすべきである。

(イ) 安全上・防犯上の理由から修繕を早期にすべきもの

① テニスコートは、県から施設を借りて(年間賃料 1,191 千円)、公社が運営しているものである。A,B,C,D,E の各コートのうち A,B,C コートに関しては、クラックが生じている。このクラックはセメントとコーティング材を使って公社の職員が補修を行っている状態であるが、中でも A-2, B-2 コートの傷みはかなり激しく、簡易的な補修では当該コートでプレーするのに危険な状態にまでなっている。全面補修は県に依頼しているところ、折りからの財政難でなかなか補修されていないことであるが、利用者の安全の観点からも早急な対応が望まれる。

② 出会いの広場にある噴水「フライングウォーターラン」について、噴水の着地点がずれてしまっていることによって、一部水が広場に飛び散っている。レンガ表面が滑りやすくなり危険であるため、噴水の着地点を調整することにより水が飛び散らないよう改善されたい。

③ 水銀灯の一部について電球が切れている。これは、特注品であるため、汎用部品での修理・交換ができず、電灯全体を変えることにより修繕費が高くなるため、修繕できない状況となっている。早期に修繕とともに、今後、これらの設備をする場合は、後の維持管理費用を考え部品交換の容易なものを選択すべきである。

④ 藤の音楽堂のステンドグラスが曲がってしまっている。原因は、経年変化(昭和 62 年 3 月竣工、監査日現在、築後 16 年 6 ヶ月経過)と構造がステンドグラスと違うガラスにスチール焼付けによるものであるため、直射日光に弱く、寒暖の差が激しい場

所には不向きであるという施工上の問題である。平成 15 年度にガラスシートによる補修工事を実施しようとしたところ施工上の問題からガラスが取り外しきず実施できなかつた。できる限り修繕をしていくとともに、今後の設備投資に際しては、寒暖の激しいことなど地域の特殊性を十分に考慮すべきである。

(4) 設備費の負担者について検討すべきもの

固定資産台帳に記載されている「テニスシスター用受電改修工事」については、テニスコートを照明するための電源設備能力を上げたものであるが、これは新たに機能を追加したものであって通常の維持管理とは認められないため、直ちに公社が負担すべき費用ではなく(建物賃貸借契約書8条)、施設所有者である県が負担すべきである。

(11) 切手の管理を適切にすべきもの

公社では別荘住民の便宜のために、事務所及び売店で切手を販売している。切手については、公社で使用するものもある。販売する分は商品として仕入に計上し、自社使用分については、購入時に通信費として費用処理されている。

この自社使用分の切手に関しては、購入簿と使用簿は作成されているものの、受払簿となつておらず、帳簿残高が把握できない。また、期末時の切手の残高については、販売分と使用分の区別はされているものの、使用分の欄頭がなされていない。

自社使用分の切手については受払簿を作成し、残高が把握できるようにしておく必要がある。また、自社使用分は貯蔵品として通信費から控除すべきである。

(12) パークゴルフの回数券の管理を適切にすべきもの

パークゴルフのパンフレットに回数券が利用できることがうたつてあるが、回数券についてはパソコンで作成されており、連番管理等が一切行われていない。

現実にはまだ、利用例がないとのことであるが、今後利用されることも見込まれる。それゆえ、規程において、回数券の作成・管理責任者を定め管理の明確化を図るとともに、連番管理をすべきである。

(13) パークゴルフ場に関する県との契約を明確にすべきもの

パークゴルフ場(14,800 m²)は、センター施設内の芝生広場を利用して運営されている。これは、パークゴルフ場の設置によって芝生や立木の手入れを行うことから、保健休養施設「清里の森」管理委託契約にうたわっている維持管理業務の一環であるとの解釈から、同契約第 12 条の規定による「パークゴルフ場の設置運営申請」・「承認」手続きを行い、施設の現状変更によってパークゴルフを経営している。パークゴルフ場を含む土地の管理委託を受けているものの、営業に利用することに関しては県と明確な契約はない。

公社は、テニスコート等の事業に関しては県に賃料を支払っていること、またパークゴ

(14) 別荘地共益費滞納整理について県賃料滞納整理と連携すべきもの

同一の滞納者に対する支払の督促や請求訴訟を県は賃料について、公社は共益費について別々に行っている。同一土地に係る債務人の賃料・共益費等の滞納があった場合には、県・公社が連携して効率的な処理をするよう検討されたい。

(15) 別荘地の共益費収支のマイナス傾向への対応を検討すべきもの

平成 11 年度以降、收支がマイナス状態となっており、そのマイナス幅が増加傾向にある。共益費の額の見直しか、共益費で賄う別荘管理業務の見直しか等についての速やかな対応の検討に着手すべきである。

(16) 別荘地内道路の補修について検討すべきもの

別荘地内を実査したところ、補修工事が行わされた部分と路面が掘れてしまっている部分が見受けられた。供用開始後、20 年近くが経過しており、全体の状況を調査の上、計画的な補修をするよう検討すべきである。

(17) 林地の有効活用策として実施する事業の位置付けについて検討すべきもの

「清里の森」センター施設には、清里の森管理センターを中心にテニスコート(10 面)、パークゴルフ場(14H·par66)、森の音楽堂、森の工房、森のプラザ、バスケットコート等が配置されている。いずれの施設も県の所有するものであり、管理を公社に委託している。この委託契約(保健休養施設「清里の森」管理委託契約)第 6 条では「公社は、施設のうち、管理制度上借受によることが適當と認められるものがあるときは、県に対し借受を願い出ることができる。」と規定し、それに基づき公社は施設の一部を有料若しくは無料で借受け、上記の事業に供し、その収入は公社の収入としている。これらの施設は、法にいわ「公の施設」といえる面を有しているとも考えられるので、これらの施設の使用料金の徵収及びその帰属について、法改正による指定管理者制度を勘案その方式について検討されたい。

三 県 熊 本 市
支 府 取 扱 事 項 目 冊
第 二 十 一 号
平 成 二 十 五 年 四 月 一 日
登 記 事 項
監査対象事業
貸付金の管理・運営について
監査の結果に関する報告の公表
平成15年2月21日付け山梨県公報号外第十号
監査の結果に基づき講じた措置の内容
※番号については、報告書の番号と一致している。

三 県 熊 本 市
支 府 取 扱 事 項 目 冊
回 口 三 展 題 地 材 一
監査対象事業
講じた措置
指摘事項

(小規模企業者等設備貸与資金及び県
単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
連帶保証人の保証能力を確かめるた
めに所得証明書の入手等の手続きを追
加すべきである。また、貸付の翌年度
に完了検査を行っているが、
平成12年度について6件の完了検査書
がなかった。県の融資事業を適切に運
用するため、産業支援機構の審査手
続き等について指導されたい。

(小規模企業者等設備貸与資金及び県
単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
業務方法細則を整備し、貸付時の申
込み必要書類として所得証明書等を位
置づけ、それにより保証能力の有無を
確認している。産業支援機構において
完了検査を実施し、整備した。今後は、
業務方法書の規定に基づき、速やかに
完了検査を行うよう指導した。

1 監査対象事業
貸付金の管理・運営について
2 監査の結果に関する報告の公表
平成15年2月21日付け山梨県公報号外第十号
3 監査の結果に基づき講じた措置の内容
※番号については、報告書の番号と一致している。

指 摘 事 項	講じた措置
(1) 平成11年度までの未回収債権につい て処理すべきもの (小規模企業者等設備導入資金) 連帶保証人等に対する催告も含めた 回収手続きを実施する一方で、明らか に回収不能のものは不納欠損処理を行 うべきである。	(1) 平成11年度までの未回収債権につい て処理すべきもの (小規模企業者等設備導入資金) 主債務者、連帶保証人とも所在調査 を実施し、可能な限り請求してきたが、 今後も継続して請求していく。また、 出納局で策定した全行业的な債権管理ガ イドラインに従い、無資力者等に対し ては徵収停止、履行期限の特約等の法 的手続きをとるとともに、明らかに回 収不能なものについては、不納欠損処 理を行う。
(2) 産業支援機構の審査手続き等につい て指導すべきもの	(2) 産業支援機構の審査手続き等につい て指導すべきもの

(3) 契約解除に伴う損失の負担と損失補
償契約について検討すべきもの
(小規模企業者等設備貸与資金及び県
単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
契約解除の防止に努めるべく産業支
援機構の指導を行う一方で、県の損失
補償責任を明確にするよう検討され
い。

(3) 契約解除に伴う損失の負担と損失補
償契約について検討すべきもの
(小規模企業者等設備貸与資金及び県
単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
貸与審査会において、引き続き貸付
先の財務状況、将来性等を慎重に判断
したうえで決定するとともに、貸付先
企業の事後指導をより綿密に行い、契
約解除の防止に努める。

また、平成15年度から機械類信用保
険が廃止されたことに伴い、県補助金
を創設したが、産業支援機構における
貸倒引当金の適切な計上方法について
検討し、県の損失補償責任を明確にし
た損失補償契約とした。

(4) 産業支援機構における貸倒引当金に
ついて検討すべきもの
(小規模企業者等設備貸与資金及び県
単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
貸倒引当金については、引当率の見
直しも含め適切に引き当てるべきであ
る。適切に計上するよう指導されたい。

(4) 産業支援機構における貸倒引当金に
ついて検討すべきもの
(小規模企業者等設備貸与資金及び県
単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
産業支援機構の財務状況を勘案しつ
つ、より適切な引当となるよう引当基
準を設定した。

(5) リスク管理債権について今後適切に
リスク管理債権について今後適切に

管理指導すべきもの

(中小企業高度化資金)

経営計画のより緻密な審査を行うほか、貸付後の経営指導や延滞発生時の業務フローの策定など、事前及び事後の対策を十分検討されたい。

管理指導すべきもの

(中小企業高度化資金)

平成14年度に策定した貸付要領において貸付審査会の設置を定めており、審査会において経営計画のより緻密な審査を行う。審査会の構成員として公認会計士等の外部の専門家を委員とする。

事業終了後に運営診断を実施し、また毎年度、利用状況報告書を収取しているが、さらに貸付後の指導をより綿密に行う。

また、平成14年度に策定した貸付金管理規程で、抵当権の実行、履行期限の特約等を審査する貸付金管理審査会を設置しており、より適正な管理を行う。

(9) 融資目的の達成の検証を行うべきもの

(短期事業資金)

融資実績が低く、実際の貸付残高の検証が行われていない。特定の金融機関にゼロ金利で預託しているので、融資目的の達成の検証を行うべきである。

(10) 預託先の融資効果を測定し効果的な制度の運用を図るべきもの

(商工業振興資金)

金融の円滑化及び経営の安定化を図るために、その効果の検証を行うとともに制度の運用に努めるべきである。

(6) 高度化事業の成果を測る指標の開発
が望まれるもの
(中小企業高度化資金)
高度化事業の成果を測る指標の開発
が必要と思われる。
例 目標達成率（売上高、有効求人
倍率、事業税収）、ベンチマー
ク指標

(6) 高度化事業の成果を測る指標の開発
が望まれるもの
(中小企業高度化資金)

高度化資金においては、平成15年度
償還が始まった組合に対して、試験的

に効果測定を行った。さらに今後は事

業終了後に行う運営診断等と連携し、
より各組合の事業実態に合った判定方
法を確立していく。

(7) 当初の審査並びに事後の指導を適切
に行うべきもの
(中小企業高度化資金)
審査段階でのより慎重な審査を行う
べきである。
また、組合に延滞が発生したときに、
連帯保証人に債務の履行責任額の通知
を行うとともに、組合事業の再建に最
大限の指導を行うべきである。

(7) 当初の審査並びに事後の指導を適切
に行うべきもの
(中小企業高度化資金)
平成14年度に策定した貸付要領にお
いて貸付審査会の設置を定めており、
審査会において経営計画のより緻密な
審査を行う。また審査会の構成員とし
て公認会計士等の外部の専門家を委員
とする。

県においては、延滞の発生を未然に防ぎ、組合事業の再建に資するため、最大限の指導・支援を行っている。延滞発生後も事業が継続されている場合は、再建への指導はもとより、連帯保証人への催告も行っていく。

(8) 破綻債権について適切な指導と措置
をすべきもの

(中小企業高度化資金)

破綻債権の資産譲渡先企業の経営指
導を十分行い、融資先の指導に当たっ
ては、経済事象以外の原因（経営管理
状況）に影響されないように留意され
たい。

(9) 融資目的の達成の検証を行うべきもの

(商工業振興資金)

融資実績に基づいた預託とするよう、
半期ごとに預託金を見直すこととし、
融資実績を高めるため取扱金融機関を
拡大した。また、随時、各種中小企業
団体や金融機関等から融資制度に対す
る評価や意見を得るよう努力している。

	<p>投資先の経営状況等について把握しておく必要がある。</p>	<p>(財) やまなし産業支援機構に対し、山梨県創造的中小企業創出支援事業実施要領第18条第2項の規定に基づき、重要な変更、事業の著しい悪化等がない場合にも、投資先企業の決算期毎に経営状況を把握し、報告(投資先企業の決算書・経営分析とベンチャーキャピタルからの報告等)するよう指導を行った。</p> <p>これを受け現在、産業支援機構から、投資先企業の決算期毎、経営状況等の報告を受けている。</p>	<p>資金の使途状況を報告させることとしているが、この報告を提出させていない。</p> <p>制度発足当時とでは大きく情勢が変化しており、農協における当該預託資金の便途状況及び生産出荷方法の実態を把握し、当該預託資金の必要性を検討したうえで、廃止の方向で検討すべきである。</p>	した。
(12)	<p>勤労者住宅建設資金の預託金の見直しを行うべきもの (勤労者住宅建設資金)</p> <p>年々融資実績が減少傾向にあり、貸付実態を踏まえて預託金額の見直しを行うべきである。</p>	<p>(勤労者住宅建設資金)の見直しを行なうべきもの</p> <p>勤労者の資金需要の動向及び融資実績等を踏まえ、勤労者が利用しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。</p>	<p>(勤労者住宅建設資金)の見直しを行なうべきもの</p> <p>預託利率等について見直しを行い、融資の申し込み状況をみながら預託することとした。</p>	
(13)	<p>勤労者福祉資金の預託金の見直しを行うべきもの (勤労者福祉資金)</p> <p>勤労者の資金需要の動向及び融資実績等を踏まえ、勤労者が利用しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。</p>	<p>(勤労者福祉資金)の見直しを行なうべきもの</p> <p>勤労者がご利用しやすいように貸付利率の引き下げを行い、利用実態をみながら預託することとした。制度の利用状況などを踏まえて、今後、貸付条件など制度のあり方について検討する。</p>	<p>(勤労者福祉資金)の見直しを行なうべきもの</p> <p>預託利率等について見直しを行い、融資の申し込み状況をみながら預託することとした。</p>	
(14)	<p>青果物資材等仕込資金預託制度の廃止などについて検討すべきもの (青果物資材等仕込資金預託制度)</p> <p>青果物資材等仕込資金預託要綱及び同預託契約書において貸付実績報告書の他に参考資料として農協における当</p>	<p>(青果物資材等仕込資金預託制度)の見直しを行なうべきもの</p> <p>過去5年間の資金貸付金の執行状況をみると貸付金予算額と貸付実績が乖離しているため、今後は農業者の資金需要を早急にかつ的確に把握し、貸付金予算額との整合性を図ることによって資金の有効活用に努めるべきである。</p>	<p>(農業改良資金)の見直しを行なうべきもの</p> <p>過去5年間の資金貸付金の執行状況をみると貸付金予算額と貸付実績が乖離しているため、今後は農業者の資金需要を早急にかつ的確に把握し、貸付金予算額との整合性を図ることによって資金の有効活用に努めるべきである。</p>	
(14)	<p>青果物資材等仕込資金預託制度の廃止などについて検討すべきもの (青果物資材等仕込資金預託制度)</p> <p>青果物資材等仕込資金預託制度については、実態及び需要見込みの調査を行い、検討したところ廃止することと</p>	<p>(農業改良資金)の見直しを行なうべきもの</p> <p>平成14年7月に制度改正が行われ、資金使用目的が大幅に変更された。このため、各農業改良普及センター、農協への説明会の実施など周知徹底を行い、農家の個別経営指導を通じ資金需要状況を把握することとしている。</p> <p>本資金は、制度改正により農業経営の改善に向け新部門経営開始や新たな加工事業への進出、省内で普及しない先駆的な新技術の導入を支援する</p>		

もので、農業者によるチャレンジへの支援を通じて地域農業の振興を目的とする政策性の強いものである。このため、関係機関の連携・啓発活動の強化により活用を推進していく方針である。制度改正による新たな資金の需要動向に照らし合わせ、整合性について検討する。

(17) 貸付金の延滞について早期の対応が必要なもの（農業改良資金）
高額延滞者の連帯保証人への請求、一時繰上げ償還命令等一連の手続き及び支払交渉は行われているが十分な成果を得るに至っていないことから、引き続き支払交渉の努力が必要である。また、平成13年度においては新規の延滞者が7名発生しているので、延滞の長期化を防止するため早期の実態把握等適切な対応措置が必要である。

(17) 貸付金の延滞について早期の対応が必要なもの（農業改良資金）
固定的延滞者に対しても個別に面談調査・督励を行うとともに、各延滞者の状況に応じた新たな償還計画の提示、分割納入指導等の条件緩和措置を講じるなど支払交渉の徹底を行い、9,031千円が回収された。

また、新規の延滞者に対しても面談調査等実態把握を早期に実施し延滞の長期化の防止に努め、平成14年度においては新規延滞者の発生は3名となっただ。

(18) 農業改良資金貸付金に係わる事業完了届を提出させるべきもの（農業改良資金）
借受者から貸付事業完了届が提出されることによって、はじめて貸付事業の完了確認が可能となることから、農協を通じて農業改良資金事業完了届を提出させるべきである。

(18) 農業改良資金貸付金に係わる事業完了届を提出させるべきもの（農業改良資金）
指摘の事業完了届の未提出分については、対応済みである。今後は遅れることのないよう、改めて関係機関に指導を行った。

(19) 就農支援資金の資金貸付額について見直すべきもの（就農支援資金）

(19) 就農支援資金の資金貸付額について見直すべきもの（就農支援資金）
認定就農者190人の貸付対象者及び貸付実績を踏まえると貸付計画（貸付財源）が過大で公的資金が遊休化していることから、PRに努めるとともに、県農業振興公社に対する資金の貸付額について見直すべきである。

認定就農者190人の貸付対象者及び貸付実績を踏まえると貸付計画（貸付財源）が過大で公的資金が遊休化していることから、PRに努めるとともに、県農業振興公社に対する資金の貸付額について見直すべきである。

本資金は、新規就農者対策の一環として重要な役割を担っている。また「県就農促進方針」（平成9年1月）には、毎年100名の新規就農者の目標を設け、関係機関が取り組んでいる。このため貸付計画は過大でなく、目標達成に向けて関係機関の連携を強め、新規就農者確保の啓発活動を進める方針である。

(20) 就農支援資金貸付実績報告書を微取すべきもの（就農支援資金）
貸付資金の効果的な利用を図るうえで事業完了報告書等実績報告書は重要なことから、規定に従って実績報告書を微取すべきである。

(20) 就農支援資金貸付実績報告書を微取すべきもの（就農支援資金）

指摘された実績報告書については、既に微取済であるが、今後は遅れることがないよう改めて融資機関に指導を行った。

(21) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの（林業公社造林推進事業資金）
県の貸付金は、公社の造林事業費及び農林漁業金融公庫借入金の償還に充てられているが、この貸付金の返済は、主伐時の木材売却収入に依存している。しかし、木材価格の低迷により予期した収入が期待できず、現在の材価では、伐採時に投資費用の回収が困難になると予想されている。

(21) 貸付制度の抜本的な変革が必要なもの（林業公社造林推進事業資金）
林業公社では、県借入金返済の原資となる木材価格の低迷を踏まえ、平成10年度から「経営改善計画」に基づく取り組みを推進し、以来、
・保育基準の見直しによる造林事業費の圧縮
・組織体制の再編と職員数の削減
・農林漁業金融公庫借入金の低金利資金への借換

平成13年度末に公社が行った長期試算では、主伐終期となる平成67年の收支尾は、227億円のマイナスとなり、このままの材価が続けば、これは、県が負担することになる。林務行政が経済林の確保から、環境林の整備へと変化している現在、県の貸付制度自体も抜本的な変革が必要と考える。

一方で近年、森林については、木材を供給する経済林としての役割ばかりではなく、国土の保全や水源のかん養、さらには、二酸化炭素の吸収による地